

各小委員会の活動報告等

1. 不正競争防止小委員会

- 中間報告「データ利活用促進に向けた検討」
- 不正競争防止法改正

2. 特許制度小委員会

- 報告書「第四次産業革命等への対応のための知的財産制度の見直しについて」
- 特許法改正
- 標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き

3. 弁理士制度小委員会

- 報告書「標準・データに係る業務への弁理士の関与の在り方について」
- 弁理士法改正

4. 意匠制度小委員会

- 開催なし（「産業競争力とデザインを考える研究会」を踏まえた内容で開催予定）
- 報告書「『デザイン経営』宣言」

5. 商標制度小委員会

- 商標の定義の在り方等を含む商標制度に係る検討事項に関する議論

6. 審査品質管理小委員会

- 報告書「審査品質管理小委員会報告書（平成29年度）」

特許法等改正の概要

【1】中小企業による知財活用促進

(1) 中小企業の特許料等を一律半減

	現行	改正後
【対象】	赤字企業、研究開発型企業など 個別法で対象が限定 (制度を利用する中小企業は 全体の1/3程度の利用にとどまる。)	全ての中小企業
【手続】	煩雑 (証明書類の作成・提出) ※10年間権利を維持する平均的なケース	簡素化 (<u>証明書類不要</u>)
【料金（国内出願）】	約40万円（軽減前）	約20万円
【料金（国際出願）】	約20万円（軽減前） ※特許庁及びWIPOに支払う国際出願関連手数料	約10万円

※特許特会を収支相償とするため、全ユーザーを対象に、減収見込み額見合いの料金引上げを行う予定。

(2) 弁理士の業務に「標準化」「データ利活用」関連を追加

- 当該業務について弁理士法上の秘密保持等の義務の対象であることを明確化する。

(3) 新規性喪失の例外期間(グレース・ピリオド)を延長(6か月→1年)

- 研究者等が出願前に論文発表等を行った場合の救済措置を拡充する。

【2】知財紛争処理手続の拡充

(1) 証拠収集手続を強化

- 裁判所が書類提出命令を出すに際して、**非公開（インカメラ）**で書類の必要性を判断できるようにする。
- 上記手続に**中立の技術専門家（専門委員）**が関与できるようにする。

(2) 判定における営業秘密を保護

- 「判定」※制度の関係書類に**営業秘密の記載がある場合、その閲覧を制限する。**

※「判定」とは、製品が他者の特許権を侵害しているか否か、特許庁が参考意見を示すもの。

【3】手続の簡素化等によるユーザーの利便性向上

(1) クレジットカードによる特許料等納付（印紙や口座振替に加え、特許料等のクレジットカード払いを認める）

(2) 意匠の優先権書類のオンライン交換制度の導入（最初に意匠出願した国への出願日を、その後に出願した他の国でも出願日とすることができる制度（パリ条約による優先権制度）について、必要書類のオンラインでのやり取りを認める。）

(3) その他 商標出願手続の適正化